

セダン型車両の旅客対象者の認定基準について

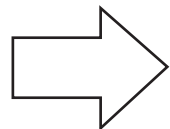
個々の身体状況について個別に判断を行う場合の具体的な判断基準として、以下の基準を掲げる。以下の基準表のうち、①・②に一つ以上該当すれば、何らかの調整が必要な対象者とみなす。（肢体不自由は除く）なお、その際には③・④の基準に充分留意すること。

基準・・・対象者は福祉車両の使用は必要ないが、一人で公共交通機関の利用はできない者に限る。

項 目		基 準	参 考
対象者の身体状況に関する事	① 身体的能力に関する事	<p>●介護保険の要介護度が要支援であること （要介護以上の方については、基本的には福祉車両の利用が適当と考えられるためセダン型での福祉有償運送の利用は認めない）</p> <p>●介護保険の日常生活自立度（寝たきり度）がランクA（準寝たきり）であること ランクA（準寝たきり）・・・「屋内での生活は概ね自立しているが、介助無しには外出しない」</p>	認定調査員テキストP90 （愛媛県長寿介護課発行）
	内部障害	●内部障害（心臓、じん臓、若しくは呼吸器の機能障害）について障害等級が1級であること 1級・・・「心臓・呼吸器・腎臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの」 内部障害については、単独で外出できない大きな理由は強烈な倦怠感がある程度。 通常一般タクシーを利用できる場合が殆どであると考えられるため、手帳の等級を1級に限定する。	身体障害者等級表
	肢体不自由	●基本的に肢体不自由を理由としたセダン型の利用は認めない 理由・・・肢体不自由の方が一般タクシーを利用できない場合、車両に設備が整っていないことが主な理由であることを考えると、セダン型での福祉有償運送を認めることは難しい。	身体障害者等級表
② コミュニケーション能力に関する事	認知症	●介護保険の認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ～ランクⅢであること ランクⅠ・・・「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に自立している」 ランクⅡ・・・「日常生活に支障を来たすような症状・行動が見られるが、誰かが注意していれば自立できる」 ランクⅢ・・・「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする」	認定調査員テキストP94 （愛媛県長寿介護課発行）
	視覚障害 聴覚障害	●視覚障害、聴覚・言語障害4級以上であり、他の支援制度(障害の支援費等)が利用できないこと 視覚障害者・・・重度の場合、障害福祉課のガイドヘルパーを利用できるため、福祉有償運送が必要ない場合あり。 聴覚・言語障害者・・・重度の聴覚・言語障害者の場合、コミュニケーション不足を補うためには、専門の手話通訳者が必要な場合があり、通常のNPOでは対応できない。 個人の状態だけでなく、NPOの体制を見て判断する必要もある。	厚労省通知 （昭和57年1月6日：社更第四号）
身体状況以外	③他の移動手段の検討 （現状の移動手段）	●上記に適合する旅客対象者であっても、介護保険の認定調査票等によって現状一般タクシーで単独移動していたり、同居家族によって送迎されている等、交通手段が確保されていることが明らかかな場合は、福祉有償運送の必要性は認められない。	
	④その他	●地域密着型のNPOが申請主体である場合、そのNPOがある地域に居住する人に対象者を限定する。	

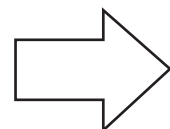
松山市の基準について

福祉車両使用



松山市の障害者・要介護者数と介護車両の台数を比較した際に、介護車両数が不足しているという観点から、要介護・障害者等に幅広く認める。
(基本的に対象者と面談しての個別確認は行わないが、要支援等については個別に身体状況を確認する。)

セダン型車両使用



松山市においては障害者・要支援者数等の移動制約者数と一般のタクシー台数を比較した場合に、セダン型福祉有償運送の必要性は乏しいとの基本認識に立ちつつ、その対象者を「視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・精神障害者・人工透析者等で、単独で外出が困難であり現状移動手段に困窮しているが、介護車両までは使用する必要性が乏しいものに限る。(個別に対象者を訪問し確認を行う)

具体的な認定方法について (セダン型車両)

- ① 申請者から個人情報閲覧同意書を提出していただき、対象通りの認定者かどうかについて、各種情報を調査する。
- ② 要望を満たした対象者に対して戸別訪問を行い、対象者の身体状況・移動手段等を確認する。
- ③ 戸別確認の結果、基準を満たしていると判断された対象者についてのみ、松山市が協力依頼書を発行する。